

三田市都市計画法施行条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 (土地利用計画の変更申出)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる者は、土地利用計画の変更に係る案となるべき内容を、市長に申し出ることができる。</p> <p>(1) 申出に係る区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)</p> <p>(2) 申出に係る区域内に在住する<u>満20歳以上</u>の者</p> <p>2 省略</p> <p>第6条～第13条 省略 (計画申出の申出人)</p> <p>第14条 次の各号に掲げる者は、都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域で規則で定めるものについて、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出ること(以下「計画申出」という。)ができる。ただし、地区計画等を新たに決定することとなる計画申出について、当該計画申出に係る地区計画等の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。)の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得ている場合に限る。</p> <p>(1) 計画申出に係る区域内の土地の土地所有者等</p> <p>(2) 計画申出に係る地区計画区域内に在住する<u>満20歳以上</u>の者</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 (土地利用計画の変更申出)</p> <p>第5条 次の各号に掲げる者は、土地利用計画の変更に係る案となるべき内容を、市長に申し出ることができる。</p> <p>(1) 申出に係る区域内の土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)</p> <p>(2) 申出に係る区域内に在住する<u>満18歳以上</u>の者</p> <p>2 省略</p> <p>第6条～第13条 省略 (計画申出の申出人)</p> <p>第14条 次の各号に掲げる者は、都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい一団の土地の区域で規則で定めるものについて、地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の案の内容となるべき事項を申し出ること(以下「計画申出」という。)ができる。ただし、地区計画等を新たに決定することとなる計画申出について、当該計画申出に係る地区計画等の対象となる土地(国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。)の区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上となる場合に限る。)を得ている場合に限る。</p> <p>(1) 計画申出に係る区域内の土地の土地所有者等</p> <p>(2) 計画申出に係る地区計画区域内に在住する<u>満18歳以上</u>の者</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>